

# 工事請負契約変更状況(7月分)

令和3年8月11日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
102159	中央公民館	盛岡市中央公民館新設駐車場整備工事	16,346,000	18,762,700	16,328,400	18,239,100	1,893,100	11.6%	(4)	1	R3.7.7	ACサカモト(株)
502019	下水道整備課	鴨助堰排水区函渠設置外及び都南中央処理分区第四工区污水管布設その1, その2工事	129,800,000	145,554,200	129,792,300	139,139,000	9,339,000	7.2%	(6)	4	R3.7.14	三陸土建(株)
502080	水道建設課	岩脇町外地内配水管布設替工事	83,050,000	83,641,800	73,803,400	87,481,900	4,431,900	5.3%	(4)(6)	1	R3.7.21	(株)盛福水道工業
102055	盛岡南整備課	都南中央第三地区土地区画整備その2工事	127,963,000	144,170,400	127,377,800	133,650,000	5,687,000	4.4%	(4)(6)	3	R3.7.28	中亀建設(株)

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

- (1) 図面, 仕様書, 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。
- (3) 設計図書の表示が明確でないとき。
- (4) 工事現場の形状, 地質, 湧水等の状態, 施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。
- (5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
- (6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
- (7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。
- (8) 用地確保等が予定と異なったとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか, 当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。